

議案第 26 号

松阪市農林水産業振興事業分担金徴収条例の一部改正について

松阪市農林水産業振興事業分担金徴収条例（平成 17 年松阪市条例第 199 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 17 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市農林水産業振興事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

松阪市農林水産業振興事業分担金徴収条例（平成 17 年松阪市条例第 199 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

ライフラインを守る事前伐採事業	50%以内
-----------------	-------

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。